

府内学生就職促進応援事業費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 知事は、学生等の府内中小企業等への就職を促進させるため、府内中小企業等が実施する中長期かつ有償のインターンシップにおける学生等の受入に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学生等」とは、大学生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生及び高校生をいう。
ただし、これらの内、卒業年次生については、府内中小企業等からの内定を有していない者に限る。
- (2) 「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。
- (3) 「府内中小企業等」とは、京都府内に事業所を有する中小企業等をいう。
- (4) 「中長期有償インターンシップ」とは、雇用契約を締結する給与支給型のインターンシップで、当該雇用契約の期間が1ヶ月以上で、当該期間における従事日数が11日以上（ただし、当該期間が2ヶ月以上の雇用契約においては22日以上。）のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学生等を対象とした中長期有償インターンシップを実施する府内中小企業等であること。
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。
- (3) 京都府税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

- (1) 受け入れる学生等が、雇入れ事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族をいう。）であること。
- (2) 申請日前1年以内に事業主の都合で従業員を解雇していること。
- (3) 同一の学生等の受入に係り、他の助成制度の適用を受けていること。
- (4) 次のいずれかに該当する中小企業者
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- (5) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）

- (7) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (8) 本補助金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令違反により送検処分を受けている者
- (9) 本府が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という）の実施期間は、本要領の施行日以降に補助事業にかかる雇用契約を締結した日から、当該契約の締結日が属する年度の3月15日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業にかかる雇用契約を締結する日については、当該契約の締結日が属する年度の2月15日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助対象事業にかかる雇用契約の締結日より前に知事に提出するものとする。

(補助事業の変更の承認)

第8条 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ別記第2号様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める場合はこの限りでない。

- (1) 補助金額の20%以下の減額
- (2) 知事が別に定める軽微な変更

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延などの報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第4号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 学生等の雇用実績及び勤務条件等が確認できるもの（労働条件通知書の写しや雇用契約書の写しなど）
- (2) 学生等の勤務実態が確認できるもの（出勤簿の写しや賃金台帳の写しなど）
- (3) 支出が確認できるもの（給与明細書の写しや領収書等の写しなど）
- (4) その他知事が特に必要と認める資料

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の取消し等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき
- (4) 実績報告において、申請の内容と著しく差異があるとき
- (5) この要領の規定に違反したとき

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月15日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>学生等を対象とした中 長期有償インターン シップの実施</p>	<p>1 学生等に支払う賃金 (注意) 賃金には、労働基準法第26 条に規定する各種手当等を含 め、臨時に支払われる賃金、 1ヶ月を超える期間ごとに支 払われる賃金等を含めない。 また、労働基準法第28条に規 定する賃金を上回るものとし る。</p> <p>2 学生等を受け入れるにあ たっての新型コロナウイルス 感染防止対策に係る経費 (例示) マスク、フェイスシールド、 消毒液等の購入費、アクリル 板等の購入・設置費等</p> <p>3 その他知事が必要と認める 経費</p>	<p>10分の10</p>	<p>1 受入期間が1ヶ 月以上2ヶ月未満 の場合 8万円</p> <p>2 受入期間が2ヶ 月以上の場合 16 万円</p> <p>※対象となる学生等 については、1社あ たり1人までとす る。</p>